

<横浜市営地下鉄>

# 個別施設計画

令和6年8月

横浜市交通局

## 1 はじめに

本市の人口は令和3年の1年間で4千人以上減少するなど昭和22年以降初めてマイナスとなり、また、近年は自然災害の増加、脱炭素社会への動き、DXの推進など、社会背景も常に変化しています。このような状況において、現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、中長期的な財政方針として「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」が決定され、それを受ける形で、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進するための「横浜市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」が令和4年12月に策定<sup>(※)</sup>されました。

総合管理計画の中では、長寿命化や効率化など、計画的に取り組む必要がある施設における点検・診断、保全更新などに関する実施方針である「個別施設計画」を施設群ごとに策定し、この計画に基づき、計画的・効率的に施設の保全更新に取り組むことが求められています。また、今回、総合管理計画の策定に伴い、その基本方針である「公共施設のマネジメント3原則」といった公共施設の適正化の視点を加え、本計画の改定を行いました。

本計画は、基本計画に基づく横浜市営地下鉄の個別施設計画を策定するものです。

本計画の策定により、個別施設毎の状態及びそれに伴う保全・更新の内容を明らかにすることで、個別施設の保全・更新を計画的に推進し、市営地下鉄のお客様への安全で快適な運行サービスの提供を図ります。

※：総合管理計画の位置付けについて、まず、平成25年11月29日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、政府として決定された「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」の中で、各インフラを管理・所管する国の各省庁に「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」の策定が要請されました。続いて平成26年4月、総務省から各地方自治体に、「基本計画」における「行動計画」として、「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。本市は平成26年度末に、「基本計画」における「行動計画」として、「横浜市公共施設管理基本方針」を、また、令和4年12月に「横浜市公共施設等総合管理計画」を、それぞれ策定しました。なお、横浜市公共施設管理基本方針は現在廃止されています。

## 2 対象施設

本計画の対象とする施設は、鉄道事業に関わる施設のうち、下記(1)～(3)のとおり<sup>(※)</sup>とします。

- (1) 構造物・線路・駅の設備
- (2) 信号・通信の設備
- (3) 変電所・架線等の設備

【図—1】に当局の路線図を示します。

※：鉄道事業法第8条第1項及び鉄道事業法施行規則第9条に照らすと、「鉄道線路」・「停車場」・「運転保安設備」・「変電所等設備」・「電路設備」を指します。

## 3 計画期間

本計画の対象とする期間は、「市営交通中期経営計画 2023-2026」の計画期間と合わせ、令和5(2023)年度～令和8(2026)年度とします。

【図—2】に「市営交通中期経営計画 2023-2026」の表紙を示します。



図—1 横浜市営地下鉄路線図<sup>(※)</sup>

図—2 市営交通中期経営計画 2023-2026

※：正式名称は、湘南台～関内は「1号線」、関内～あざみ野は「3号線」、日吉～中山は「4号線」と、それぞれ称します。

#### 4 対策の優先順位の考え方

ここでは、施設の検査・点検の結果に基づく、損傷度・健全度のランク付けについて記します。

##### (1) 構造物（トンネル・橋りょう等）

個別施設の状態等については、国土交通省が制定した「鉄道構造物等維持管理標準（構造物編）」に基づく検査の実施によって把握し、その結果をシステムにより整理・記録し、関係職員で共有・管理します。

検査は、国土交通省の告示「施設及び車両の定期検査に関する告示」に基づいて、通常全般検査を2か年ごとに、また、特別全般検査を20か年ごとに実施します。通常全般検査は、構造物の変状等の有無及びその進行性等を把握することを目的とし、特別全般検査は、健全度の判定の精度を高めることを目的として、検査精度を高めて実施します。

評価は、「鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）トンネル」に記載がある下記のランクを用いて評価し、健全度判定を行います【表—1】。

【図—3】には、トンネルの竣工年と施工延長の関係を、また、【図—4】には、橋りょうの竣工年と施工延長の関係を、それぞれ記します。

表—1 「鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）トンネル」に記載があるランク

構造物の状態と標準的な健全度の判定区分		
健全度	健全度の状態	
A		運転保安、旅客および公衆などの安全ならびに列車の正常運行の確保を脅かす、またはそのおそれのある変状等のあるもの
	AA	運転保安、旅客および公衆などの安全ならびに列車の正常運行の確保を脅かす、またはそのおそれのある変状等があり、緊急に措置を必要とするもの
	A1	進行している変状等があり、構造物の性能が低下しつつあるもの、または、大雨、出水、地震等により、構造物の性能を失うおそれのあるもの
	A2	変状等があり、将来それが構造物の性能を低下させるおそれがあるもの
B	将来、健全度Aになるおそれのある変状等があるもの	
C	軽微な変状等があるもの	
S	健全なもの	



トンネルにおけるはく落に関する標準的な健全度と変状の状態等との関係

	変状の状態	措置等
α	近い将来、安全を脅かすはく落が生じるおそれがあるもの	措置が必要
β	当面、安全を脅かすはく落が生じるおそれがないが、将来、健全度αになるおそれがあるもの	次回通常全般検査時 注意して目視し、必要に応じて打音調査 次回特別全般検査時 打音調査
γ	安全を脅かすはく落を生じるおそれがないもの	次回特別全般検査時 打音調査



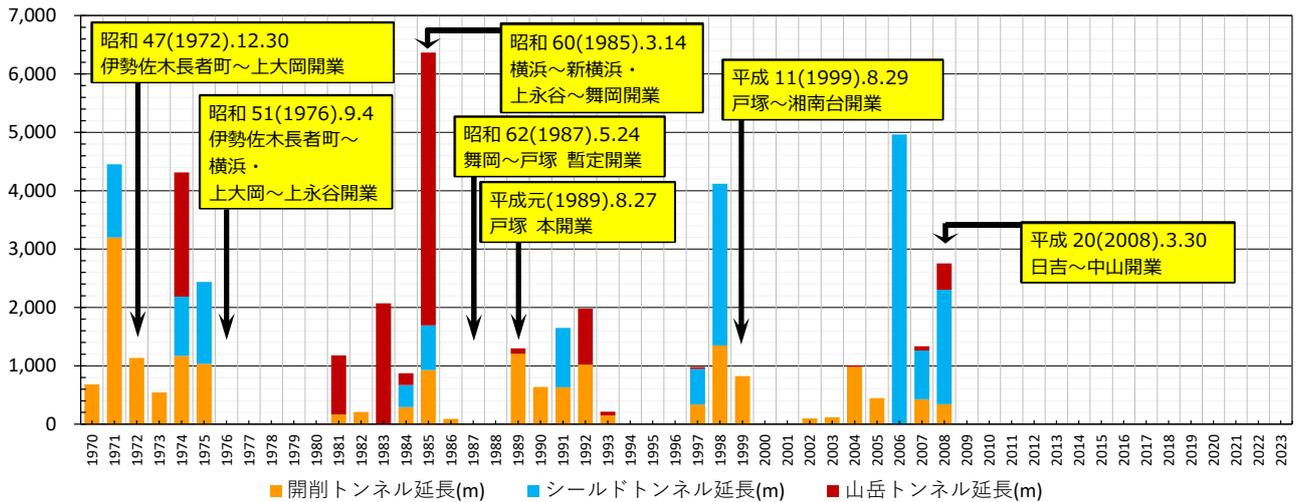


図-3 トンネルの竣工年(横軸)と施工延長(縦軸)の関係

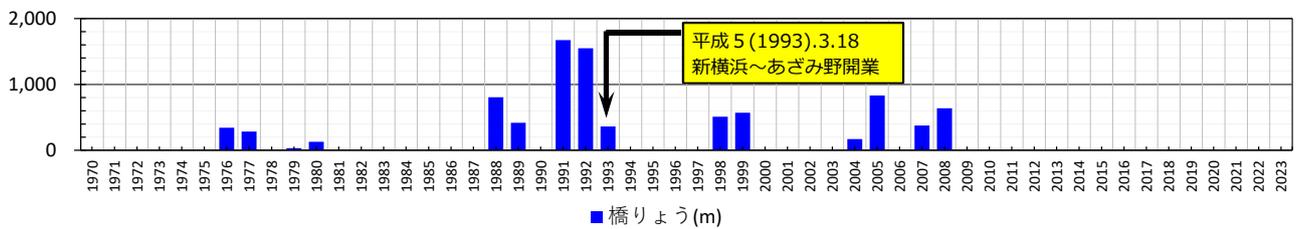


図-4 橋りょうの竣工年(横軸)と施工延長(縦軸)の関係

(2) 駅

個別施設の状態等については、「横浜市交通局建築物等点検要領」及び「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に基づく点検の実施により把握し、その結果を整理して記録します。【表-2】にリンクを示します。

表-2 「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に記載があるリンク

判定	内容
A判定	早期に措置が必要(早急に修繕・更新)
B判定	劣化が見られるが経過観察
C判定	当面措置を要しない

## 5 個別施設の状態等

### (1) 構造物（トンネル・橋りょう等）

前述のように、2か年ごとに通常全般検査を、また20か年ごとに特別全般検査を実施し、その結果をシステムにより整理・記録し、関係職員で共有・管理します。

当局の構造物の特徴として、地下水に塩分が多く含まれる臨海部のトンネルは、塩害による影響を強く受け、トンネルのボルト・鉄筋等が腐食し、劣化しています。

### (2) 線路

線路の状態等については、「横浜市高速鉄道土木実施基準」等に基づく巡回・定期検査によって把握し、その結果を軌道管理システムに記録し、関係職員で共有・管理します。

当局の軌道の特徴としては、(1)と同様に、塩害により、レールや付属する金属部品及びマクラギ内の鉄筋が腐食しています。また、関内～伊勢佐木長者町間は急曲線であり、遠心力によるレール・締結装置等への負担が大きく、保守頻度が高いです。

### (3) 駅

前述のように、「横浜市交通局建築物等点検要領」及び「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に基づく点検を実施し、結果を整理し、関係職員で共有・管理します。

竣工から50年を超える1次開業の駅（伊勢佐木長者町～上大岡）を中心に、駅舎の外壁やホーム・コンコースの内装材の老朽化が進んだため、計画的な更新が必要です。

### (4) 機械設備

停車場等における、換気空調・給排水・消火設備、エレベーター、エスカレーター等の機械設備については、「横浜市高速鉄道機械設備整備心得」及び「横浜市高速鉄道機械設備整備要領」に基づく点検を実施し、結果を整理し、関係職員で共有・管理します。

老朽化が進み、故障時に代替部品が調達できない等の課題もあるため、計画的な更新が必要です。

(5) 信号・通信の設備

設備の状態等については、「横浜市高速鉄道運転保安設備実施基準」等に基づく巡視点検・定期点検の実施により把握し、その結果を整理して記録します。

1・3号線のうち、第1期区間（伊勢佐木長者町駅～上大岡駅間）は、開業から50年以上が経過しましたが、第1期区間をはじめ、開通当時から使用を続けてきた設備が多く存在します。しかし、故障時に代替部品が調達できない等、随所で支障が出ています。

(6) 変電所・架線等の設備

設備の状態等については、「横浜市高速鉄道電気設備実施基準」等に基づく巡視点検・定期点検の実施により把握し、その結果を整理して記録します。

(5)と同じく、1・3号線のうち、第1期区間（伊勢佐木長者町駅～上大岡駅間）は、開業から50年以上が経過しましたが、第1期区間をはじめ、開通当時から使用を続けてきた設備が存在し、計画的に更新を進めているところです。しかし、まだ更新できていない箇所については、故障時に代替部品が調達できない等、随所で支障が出ています。

## 6 対策内容と実施時期

### (1) 巡回・点検・検査等

#### ア 構造物（トンネル・橋りょう等）

前述のように、構造物の変状を調査し、劣化進行の予測及び健全度を把握するために、国土交通省の告示に基づき、2年に1回の通常全般検査を行います。また、車両天井部にコンクリート片の落下が発見されたことを受けて、列車運行における一層の安全維持を目的に、1年に1回、状態の悪い箇所<sup>(※)</sup>に対して、通常全般検査と同内容の検査を行います。【表—3】には構造物の検査間隔を、また、【表—4】には計画期間内の検査内容と実施時期を記します。

※：直近の検査業務委託特記仕様書における当該箇所は、塩害の影響を強く受ける区間を中心に、1・3・4号線ともに、全線にわたって散在します。

表—3 構造物（トンネル・橋りょう等）の検査間隔

施設	通常全般 検査間隔	特別全般 検査間隔
<b>橋りょう</b> (鋼桁・PC桁・RC桁・橋台・橋脚・高架橋)	2か年	20か年
<b>トンネル</b> (開削トンネル・山岳トンネル・シールドトンネル)	2か年	20か年
<b>土工</b> (切土・盛土・法面・擁壁・掘削)	2か年	20か年

表—4 構造物（トンネル・橋りょう等）に関する検査内容と実施時期

	平成 19 (2007) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度
<b>通常全般検査</b>								
1号線(関内以南)	○		○	○		○		○
3号線(関内以北)		○			○		○	
4号線	初回検査	○			○		○	
<b>特別全般検査</b>								
1号線(関内以南)		○	○					
3号線(関内以北)		○	○					
4号線	初回検査							○

イ 線路

線路の状態等については、「横浜市高速鉄道路木実施基準」等に基づく巡回及び定期検査の実施により把握し、その結果を軌道管理システムに整理して記録します。【表—5】には巡回頻度を、また、【表—6】には検査頻度を記します。

表—5 線路の巡回頻度

号線	徒歩巡回頻度	乗車巡回頻度
1・3号線	10日に1巡	1日に1巡
4号線	14日に1巡 (き電停止時間帯)	

表—6 線路の定期検査頻度

軌道状態検査	検査頻度
一般軌道変位検査	1か年
分岐器軌道変位検査	
リアクションプレート変位検査(4号線)	
ロングレール検査	
継目遊間検査	
レール継目部検査	
列車動揺検査	
軌道部材検査	検査頻度
レール・継目板・継目板ボルト検査	1か年
分岐器材料検査	
伸縮継目材料検査	
リアクションプレート材料検査(4号線)	

## ウ 駅

前述のように、「横浜市交通局建築物等点検要領」及び「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に基づく点検を実施し、結果を整理して記録します。【表—7】に、点検の頻度を記します。

表—7 駅における点検の頻度

地下の駅	点検頻度
乗降場（軌道内）	2か年
乗降場（軌道内を除く）	3か年
出入口	3か年
旅客用手洗所,多機能トイレ等	3か年
コンコース（ラチ内外,通路含む）	3か年
駅事務室	3か年
主要構造物（土木構造物を除く）	3か年
その他	3か年

地上の駅	点検頻度
乗降場（軌道内）	2か年
乗降場（軌道内を除く）	3か年
出入口	3か年
旅客用手洗所,多機能トイレ等	3か年
コンコース（ラチ内外,通路含む）	3か年
駅事務室	3か年
主要構造物（土木構造物を除く）	3か年
外壁	3か年
屋根	3か年
その他	3か年

エ 機械設備

各種機械設備については、「横浜市高速鉄道機械設備整備心得」及び「横浜市高速鉄道機械設備整備要領」に基づく点検を実施し、結果を整理して記録します。【表—8】・【表—9】に、検査の頻度を記します。

表—8 機械設備の検査頻度（整備心得による）

設備	頻度	
<b>トンネル排水ポンプ設備</b>		
動力制御盤	1か月	一部1か年
水中モーターポンプ	1か月	一部1か年
一軸偏心ねじポンプ	1か月	一部1か年
管及びバルブ	1か年	
水槽及び槽内設備	1か年	
遠方操作盤,動力監視盤	1か年	
接地	1か年	
その他	1か月	一部1か年
<b>トンネル換気設備</b>		
動力制御盤	1か年	
電動機	1か年	
送風機	1か年	
風道	必要時	
ダンパ	必要時	
接地	1か年	
その他	6か月	
<b>排煙設備</b>		
動力制御盤	6か月	一部1か年
排煙制御盤	6か月	一部1か年
排煙口	6か月	一部1か年
ダンパ	6か月	一部1か年
風道	6か月	一部1か年
排煙機	6か月	一部1か年
電動機	6か月	一部1か年
その他	6か月	
<b>消火設備</b>		
動力制御盤（屋内消火栓）（スプリンクラー）補助加圧ポンプユニット含む	6か月	一部1か年
電動機（屋内消火栓）（スプリンクラー）補助加圧ポンプユニット含む	6か月	一部1か年
陸上ポンプ（屋内消火栓）（スプリンクラー）補助加圧ポンプユニット含む	6か月	一部1か年
水槽及び槽内設備	6か月	一部1か年
定水位弁	6か月	
接地	1か年	
スプリンクラーヘッド	6か月	
圧力タンク	6か月	
アラーム弁	6か月	
管及びバルブ	6か月	
消火器	6か月	
消火栓	6か月	
その他	6か月	

機器点検簡圧式粉末消火剤貯蔵容器等（粉末消火）	6か月	
連結管,集合管及びバルブ類（粉末消火）	6か月	
加圧式粉末消火剤貯蔵容器等（粉末消火）	6か月	
バルブ類（粉末消火）	6か月	
加圧用ガス容器等（粉末消火）	6か月	
起動用ガス容器等（粉末消火）	6か月	
選択弁（粉末消火）	6か月	
開放装置（粉末消火）	6か月	
操作管及び逆止弁	6か月	
起動装置,手動式起動装置（粉末消火）	6か月	
自動式起動装置（粉末消火）	6か月	
警報装置（粉末消火）	6か月	
接地	1か年	
制御盤（粉末消火）	6か月	一部1か年
配管等（粉末消火）	6か月	
配管の安全装置等（粉末消火）	6か月	
放出表示灯（粉末消火）	6か月	
噴射ヘッド（粉末消火）	6か月	
防護区画（粉末消火）	6か月	
非常電源（内蔵型）（粉末消火）	6か月	
ホース,ホースリールノズル及びノズル開閉弁（粉末消火）	6か月	
表示灯及び標識（移動式に限る）（粉末消火）	6か月	
耐震措置（粉末消火）	6か月	
総合点検全域放出方式（粉末消火）	1か年	
総合点検局所放出方式移動式（粉末消火）	1か年	
その他（粉末消火）	6か月	
<b>防水扉設備</b>		
動力制御盤	6か月	一部1か年
電動機	6か月	
油圧ユニット	6か月	一部1か年
防水扉本体	6か月	一部1か年
防水扉付帯設備（警報箱,表示灯,回転灯,サイレン,レギュレーター）	6か月	一部1か年
<b>浸水防止機設備</b>		
制御盤	1か年	
分電盤	1か年	
監視盤	1か年	
変圧器盤	1か年	
配線	1か年	
防止機	1か年	
接地	1か年	
<b>気象観測装置</b>		
地震計（感震器・制御器）	1か年	
風向風速計（発信機・変換器）	1か年	
雨量計（発信機・変換器）	1か年	
温湿度計（発信機・変換器）	1か年	
データ処理PC（LAN制御装置）	1か年	

表—9 機械設備の検査頻度（整備要領による）

設備	頻度	
<b>給排水設備</b>		
動力制御盤	1か月	一部1か年
電動機	1か月	一部1か年
陸上ポンプ	1か月	一部1か年
水中ポンプ	1か月	一部1か年
圧力タンク	1か年	
管及びバルブ	1か年	
水槽設備	1か年	
遠方操作盤,動力監視盤	1か年	
接地	1か年	
その他	1か月	一部1か年
<b>消火設備</b>		
動力制御盤（屋外消火栓・泡消火）	1か月	一部6か月・1か年
電動機（屋外消火栓・泡消火）	1か月	一部6か月・1か年
陸上ポンプ（屋外消火栓・泡消火）	1か月	一部6か月・1か年
水槽及び槽内設備	6か月	一部1か年
定水位弁	6か月	
接地	1か年	
スプリンクラーヘッド	6か月	
圧力タンク	6か月	
アラーム弁	6か月	
泡消火薬剤貯蔵槽	6か月	
フォームヘッド	6か月	
泡消火薬剤混合装置	6か月	
一斉開放弁	6か月	
手動起動装置	6か月	
管及びバルブ類	6か月	
消火栓	6か月	
機器点検消火剤貯蔵容器等（不活性ガス消火）	6か月	
高圧式（常温で貯蔵するもの）（不活性ガス消火）	6か月	
低圧式（二酸化炭素を低温で貯蔵するもの）（不活性ガス消火）	6か月	
起動用ガス容器等（不活性ガス消火）	6か月	
選択弁（不活性ガス消火）	6か月	
開放装置（不活性ガス消火）	6か月	
操作管及び逆止弁（不活性ガス消火）	6か月	
起動装置,手動式起動装置（不活性ガス消火）	6か月	
自動式起動装置（不活性ガス消火）	6か月	
警報装置（不活性ガス消火）	6か月	
接地	1か年	
制御盤（不活性ガス消火）	6か月	一部1か年
配管等（不活性ガス消火）	6か月	
配管の安全装置等（不活性ガス消火）	6か月	
放出表示灯（不活性ガス消火）	6か月	

噴射ヘッド（不活性ガス消火）	6か月	
防護区画（不活性ガス消火）	6か月	
防護区画隣接部保安装置（不活性ガス消火）	6か月	
非常電源（内蔵型）（不活性ガス消火）	6か月	
ホース,ホースリール,ノズル及びノズル開放弁（不活性ガス消火）	6か月	
表示灯及び標識（移動式）（不活性ガス消火）	6か月	
耐震措置（不活性ガス消火）	6か月	
総合点検全域放出方式（不活性ガス消火）	1か年	
総合点検局所放出方式移動式（不活性ガス消火）	1か年	
その他（不活性ガス消火）	6か月	
<b>換気空調設備</b>		
動力制御盤	1か年	
電動機	1か年	
送風機	1か年	
便所送風機	6か月	一部1か年
フィルタ	1か年	
風道	必要時	
ダンパ	必要時	
冷却塔	1か年	
パッケージ型空気調和機	6か月	一部1か年
エアハンドリングユニット,ファンコイルユニット	1か年	
冷凍機	1か年	
冷温水発生機	1か年	
冷却水循環ポンプ・冷温水ポンプ	1か年	
接地	1か年	
管及びバルブ	1か年	
その他	1か年	
<b>駅その他機械設備</b>		
エレベータ	1か月	
エスカレータ	1か月	
電気式浴用二段釜	1か年	
電気式湯沸器	1か年	
自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器	1か年	
ボイラ	1か年	
衛生器具設備	必要時	
し尿浄化槽	3か月	一部1か年
工業用廃液処理装置	6か月	
浴槽循環装置	1か年	
汚物攪拌機	1か月	一部6か月・1か年
硫化水素発生抑制装置	1か月	一部1か年

オ 信号・通信の設備

前述のとおり、設備の状態等については、「横浜市高速鉄道運転保安設備実施基準」等に基づく巡視点検・定期検査の実施により把握し、その結果を整理して記録します。【表—10】に、巡視点検・定期検査の頻度を記します。

表—10 信号・通信の設備の巡視点検・定期検査の頻度

【信号の設備】	検査頻度	
<b>電源装置</b>		
蓄電池用整流器及び充電器	1か年	一部2か年
蓄電池	1か年	
DC/ACインバータ	1か年	
DC/DCコンバータ	1か年	
配電盤	1か年	
<b>電線路及び配線</b>		
ケーブル、電線路	2か年	
器具箱類	1か年	一部2か年
<b>軌道装置</b>		
軌条絶縁及び軌間絶縁	1か年	
インピーダンスボンド	1か年	一部2か年
ボンド類	1か年	一部2か年
50ヘルツ軌道回路	1か年	
AF軌道回路	1か年	
添線	1か年	
<b>継電器</b>		
交流継電器	1か年	
低電圧防護継電器	1か年	
直流継電器（大型）	1か年	一部4か年
直流継電器（中型）	1か年	
緩動、緩放、時素、直流磁気保持及び有極継電器	1か年	
TM型継電器（1,2,021,012型）	2か年	
TM型継電器（3,013E型）	1か年	
<b>信号装置</b>		
地上信号機及び進路表示機	1か年	
出発反応標識及び各種表示灯	1か年	
標識類	1か年	
ベル、ブザー、押ボタン	2か年	
<b>転てつ装置</b>		
電気転てつ機	本線用1か年	車庫用1か年・2か年
<b>連動機</b>		
連動用制御盤	1か年	一部2か年
OT,FT,中継端子架,継電器架,機器架	1か年	
電子連動用論理架,端末架	1か年	一部2か年
<b>自動列車制御装置（地上装置）</b>		
<b>無絶縁軌道回路式自動列車制御装置</b>		
信号発生架,TD送信架,ATC送信架	1か年	一部2か年
TD受信架	1か年	一部2か年
ATC選択リレー架	1か年	一部2か年
TD変成器架	1か年	一部2か年
<b>無絶縁軌道回路式自動列車制御装置（ME式）</b>		
TD送信架	1か年	一部2か年
ATC送信架	1か年	一部2か年
送信制御架	1か年	一部2か年
整合変成器架	1か年	一部2か年

<b>自動列車制御装置（車上主体型）</b>		
ATC/TD送信架	1か年	一部2か年
TD受信架	1か年	一部2か年
整合変成器架	1か年	一部2か年
<b>列車集中制御装置</b>		
中央装置,駅装置	2か年	
<b>運行管理システム</b>		
運行管理システム	2か年	
<b>過走防止制御装置</b>		
過走防止制御装置	1か年	一部2か年
<b>自動進路設定装置</b>		
自動進路設定装置	2か年	
<b>自動列車運転装置</b>		
自動列車運転装置	2か年	
限界支障検知装置	2か年	

【信号の設備】	頻度	
<b>巡視点検</b>		
転てつ装置	1か月	一部3か月
電源装置	1か月	
連動装置（連動制御盤含む）	1か月	
自動列車制御装置	1か月	
列車集中制御装置	1か月	
運行管理システム	1か月	
案内表示システム	1か月	
過走防止制御装置	1か月	
自動列車運転装置	3か月	
可動式ホーム柵	3か月	
<b>定期検査</b>		
接近表示器	1か年	
信号モニタ装置（障害検知器・MTC装置含む）	1か年	
案内表示システム	2か年	
誤発車防止装置	1か年	一部2か年
横取り装置	6か月	一部1か年
可動式ホーム柵	6か月	一部1か年

表—10 信号・通信の設備の巡視点検・定期検査の頻度（続き）

【通信の設備】	検査頻度	
<b>通信線路</b>		
腕金・支持物	2か年	
がいし	2か年	
電らん棚	2か年	
トラフ・防護設備	2か年	
電線・ケーブル	2か年	
架空通信線	2か年	
保安器盤	2か年	
通信端子盤	2か年	
<b>通信機器</b>		
電子交換機（鉄道電話）	2か年	
指令電話装置	2か年	
列車無線装置（誘導無線方式）	2か年	
列車無線装置（空間波無線方式）	2か年	
光LAN装置	2か年	
指令ファクシミリ	2か年	
沿線電話機	2か年	
対列車画像伝送装置	1か年	一部2か年
<b>電源装置</b>		
鉛蓄電池	2か年	
整流器	2か年	
無停電電源装置	2か年	

【通信の設備】	頻度	
<b>巡視点検</b>		
機器室	1か月	
電子交換機（鉄道電話）	1か月	
指令電話装置	1か月	
列車無線装置（誘導無線方式）	1か月	
列車無線装置（空間波無線方式）	1か月	
メール装置	1か月	
光LAN装置	1か月	
放送装置	1か月	
電気時計装置	1か月	
自営PHS装置	1か月	
電源装置	1か月	
列車情報伝送装置	1か月	
対列車画像伝送装置（1・3号線）	1か月	
対列車画像伝送装置（4号線）	1か月	
ITV装置	1か月	
早期地震警報装置	1か月	
列車接近警報装置	1か月	
非常用一斉通報装置	1か月	
<b>定期検査</b>		
放送装置	6か月	
通信盤（防災盤）	各設備に含む	
合図装置	1か年	
無線通信補助設備	6か月	
自動式電話機	臨時	
転てつ用電話機	1か年	
インターホン装置	1か年	
音声呼出電話機	2か年	
グリーンライン・トレイン・ビジョン	1か年	
VHF・UHF無線機	1か年	
早期地震警報システム	1か年	一部3か年
列車接近警報装置	1か年	
非常時一斉通報装置	1か年	

カ 変電所・架線等の設備

こちらにも、設備の状態等については、「横浜市高速鉄道電気設備実施基準」等に基づく巡視点検・定期検査の実施により把握し、その結果を整理して記録します。【表—11】に、巡視点検・定期検査の頻度を記します。

表—11 変電所・架線等の設備の巡視点検・定期検査の頻度

【変電所等の設備】	検査頻度	
交流主回路	1 か年	一部 2 か年
交流主回路（ガス絶縁開閉装置）	3 か年	
変圧器	1 か年	一部 3 か年・6 か年
中性点接地抵抗器	1 か年	
交流遮断器	1 か年	一部 4 か年・6 か年
交流遮断器（ガス絶縁開閉装置用）	3 か年	一部 6 か年
直流遮断器	1 か年	
整流器	1 か年	一部 2 か年・6 か年
回生インバータ装置	1 か年	
回生電力貯蔵装置	1 か年	
配電盤	1 か年	一部 3 か年
遠隔制御装置	1 か年	
電気室設備	1 か年	一部 2 か年

【架線等の設備】	検査頻度	
剛体電車線路	1 か年	
カテナリ電車線路	1 か年	一部 2 か年
サードレール	1 か年	一部 2 か年・3 か年
き電線路	1 か年	一部 2 か年
直流開閉器	1 か年	一部 2 か年
送電線路	1 か年	一部 2 か年
配電線路	2 か年	

【変電所等の設備・架線等の設備】	巡視点検頻度	
架空電車線路設備	15日	
サードレール設備	臨時	
変電所	1 か月	
電気室・総合司令所電源室	1 か月	

(2) 必要な対策等

基本計画に記載がある、修繕・更新、機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策については、「市営交通中期経営計画 2023－2026」の pp. 15-48 をご参照ください。

## 7 対策費用

「市営交通中期経営計画 2023－2026」の pp. 49-50 に、計画期間を含む向こう 10 年間の収支見通しを記していますが、このうち、計画期間の 4 年間における保全更新費（整備投資費）は、中期経営計画策定時点において、およそ 487 億円を見込みます。

## 8 公共施設のマネジメント3原則

前述したように、横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンに定めた「公共施設の適正化」を具体化するための基本原則として、「公共施設のマネジメント3原則」を定め、総合的に取り組んでいくことにより、公共施設が提供する機能・サービスの維持・向上を目指します。

### (1) 保全運営の最適化

長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進します。

当局としては、大規模地震が発生した場合に地下鉄の早期運行再開が行えるよう、地下鉄施設の耐震補強工事を引き続き進めます。また、計画規模降雨時における洪水浸水想定区域内にある線路の浸水対策について検討を進めます。

### (2) 施設規模の効率化

人口減少下においても基本的な機能は維持しつつ、更新時における施設のスリム化やコスト縮減、平準化等を積極的に推進します。

### (3) 施設財源の創出

資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債等を有効活用しながら、財政負担の軽減・平準化を行います。

当局としては、駅区画や土地の資産活用、広告事業等を積極的に展開することで、附帯事業収入の増収を図ります。